

事務連絡
令和3年3月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年2月26日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年2月26日に、内閣総理大臣より、令和3年3月1日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところです。緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年1月7日付け事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和3年1月13日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年1月13日付け事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年2月8日付け事務連絡)において、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしていたところですが、引き続き、これらの事務連絡に基づき、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

なお、緊急事態措置を実施すべき区域の変更を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和3年3月1日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年2月26日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年2月8日付け事務連絡)等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年2月26日に、令和3年3月1日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、適切にご対応を宜しく申し上げます。

併せて、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村(指定都市を除く。)に対しても、周知を宜しく申し上げます。

事務連絡
令和3年3月1日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
	港湾空港部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
	管理調整部長殿
国土地理院	総務部長殿
	企画部長殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月1日に緊急事態宣言が一部の地域において解除された。緊急事態宣言が解除された地域においては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における工事及び業務の対応について」（令和3年2月8日付け事務連絡）に基づき、適切に対応された。

事務連絡
令和3年3月1日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年2月26日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年1月7日付け国不入企第31号)、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和3年1月13日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年1月13日付け事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和3年2月2日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和3年2月8日付け事務連絡)等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和3年2月26日に、内閣総理大臣より、令和3年3月1日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、緊急事態措置を実施すべき区域の変更を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款(甲)・(乙)においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者(元請負人)と受注者(下請負人)が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。